

# 利子補給補助金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を利用された方へ、利子の全額を3年間補給します。

## 対象者は？

- ・宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」の融資を受けた者（一般保証を除く） ※詳細裏面
- ・町内に住所を有する個人又は、町内に主たる事業所を有する法人企業
- ・町内において事業を営んでいること

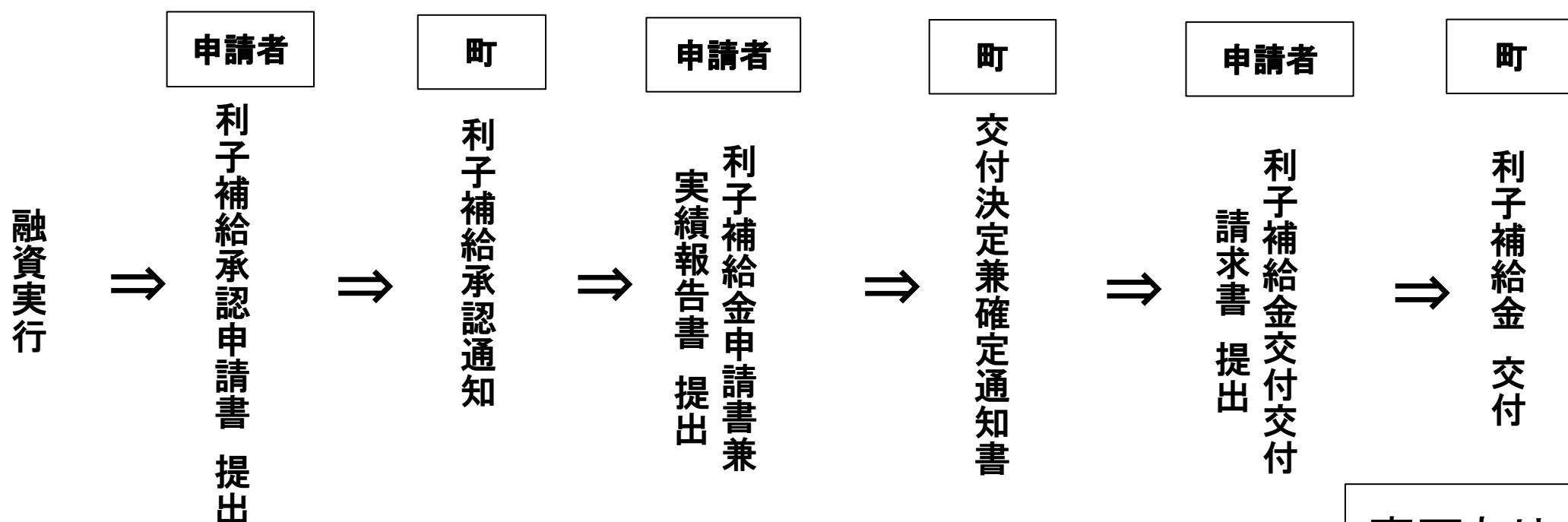
## 補給補助率は？

100%(3年間分を全額)

## 補給期間は？

初回償還月(据置期間を含む)から3年間

## 申請手続きは？



※申請は毎年度必要です。

裏面あり

## 対象融資制度①

### 宮崎県中小企業融資制度 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付 セーフティネット保証4号・危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が、前年同月に比して15%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業者及び組合。

3年間全額補助します

項目	融資条件			
融資利率	3年以下 年0.7%	3年超5年以下 年0.9%	5年超7年以下 年1.1%	7年超10年以下 年1.2%
保証料率	年0%			
融資限度額	運転資金: 5,000万円(組合は8,000万円)			
融資期間	10年以内(うち据置期間2年以内)			

## 対象融資制度②

### 宮崎県中小企業融資制度 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付 セーフティネット保証5号

指定業種(※)に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している中小企業者及び組合(2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可)

※詳しくは中小企業庁のホームページ(セーフティネット保証制度(5号:業況の悪化している業種))をご覧ください。

3年間全額補助します

項目	融資条件			
融資利率	3年以下 年0.9%	3年超5年以下 年1.1%	5年超7年以下 年1.3%	7年超10年以下 年1.4%
保証料率	年0%			
融資限度額	運転資金: 5,000万円(組合は8,000万円)			
融資期間	10年以内(うち据置期間2年以内)			